

よくある質問(追加・修正Q&A)

追加 修正

メイン カテゴリー	サブ カテゴリー	キーワード	Q	A
1. 事業内容	対象事業	共同住宅 共同住宅共用部分 申請手続き	共同住宅の共用部分の工事を2回に分けて補助申請することは可能ですか。	1棟の共同住宅共用部分の工事は分けて申請することはできません。 複数棟の共同住宅の場合は、住棟ごとに工事請負契約を分ければ、分けて補助申請することが可能です。
1. 事業内容	補助額	施工業者 工事発注者 インスペクション 工事費以外の費用	施工業者が費用負担したインスペクションは、補助対象でしょうか。	補助対象とするには、発注者（住宅所有者）と締結したインスペクションに関する契約書等に基づき、発注者（住宅所有者）が費用負担していることが必要です。 (詳しくは実施支援室( <a href="http://www.choki-r-shien.com/h31/inquiry.html">http://www.choki-r-shien.com/h31/inquiry.html</a> ))にお問い合わせください。)
1. 事業内容	補助額	施工業者 工事発注者 長期優良住宅 工事費以外の費用	長期優良住宅（増改築）認定の申請手数料を施工業者が立て替えて支払ったが補助対象となるのでしょうか。	発注者（住宅所有者）が費用負担している場合に限り、補助対象となります。 発注者（住宅所有者）が施工業者へ支払い、施工業者が所管行政庁又は評価機関へ支払う場合は、その双方の支払いが確認できる書類を提出してください。 (詳しくは実施支援室( <a href="http://www.choki-r-shien.com/h31/inquiry.html">http://www.choki-r-shien.com/h31/inquiry.html</a> ))にお問い合わせください。)
1. 事業内容	補助額	施工業者 三者見積り 補助率方式	施工業者と建材業者が関係会社の場合でも、三者見積りが必要ですか。	施工業者と建材業者が関係会社であっても三者見積りは不要です。 発注者（住宅所有者）と施工業者が関係会社の場合に限り、関係会社以外の者を含む三者以上からの見積り結果を提出してください。（単価積上方式の場合を除く）
1. 事業内容	補助額	施工業者 三者見積り 補助率方式	三者見積りはどのように作成するのか。	補助対象工事費の妥当性を確認しますので、同内容の工事を関係会社以外の者に発注した場合の工事費を提示してください。
1. 事業内容	構造躯体の劣化対策	点検措置 基準適合の確認方法	木造住宅のバルコニー下に居室がある場合等、小屋裏に該当する部分には断熱材が充填されている状態でも、小屋裏点検口が必要か。	断熱材等で充填された小屋裏、床下であっても、点検を行えることが必要です。 外壁に近い部分、水回り等、湿気が高くなりやすい部分に、点検口を設けてください。
1. 事業内容	省エネルギー対策	断熱改修 開口部 仕様基準 改修タイプ 単価積上方式	補助金交付申請等マニュアル別表-6では、開口部の大きさが0.2㎡以上の場合にのみ単価が設定されているが、これに満たない大きさの開口部は補助対象にならないのか。	単価積上方式の場合、仕様基準により断熱等性能等級4に適合させる場合及び改修タイプの場合、0.2㎡に満たない開口部は補助対象外です。 外皮平均熱貫流率・平均日射熱取得率、一次エネルギー消費量のいずれか又は両方の計算により評価基準等に適合することを確認する場合、0.2㎡に満たない開口部も小サイズ（0.2㎡以上1.6㎡未満）の単価を適用して補助対象とすることができます。 補助率方式の場合、開口部の大きさに関わらず、評価基準適合を確認できる場合、補助対象となります。 また、この扱いはガラス交換、内窓設置、既存サッシ交換に共通して適用します。 詳細は別紙11（PDF）を参照ください。
1. 事業内容	省エネルギー対策	開口部 基準適合の確認方法 仕様基準 改修タイプ	単価積上方式で補助対象にならない小さな開口部も、断熱性や日射遮蔽措置の基準を満たす必要があるか。	単価積上方式を用いた改修タイプの場合、0.2㎡未満の大きさの開口部は、評価基準を満たす必要はありません（日射遮蔽措置における天窗を含む）。 また、仕様基準により住宅全体で断熱等性能等級4に適合させる場合、及び省エネルギー性の評価基準(1)のいずれかに適合させ、「開口部の一定の断熱措置」に適合させる場合においては、住宅全体の床面積の2%以下（日射遮蔽措置については同4%以下）の開口部は基準を満たす必要はありません。

メイン カテゴリー	サブ カテゴリー	キーワード	Q	A
1. 事業内容	省エネルギー対策	既存設備の更新 給湯器	高効率給湯器を導入するが、どのような場合に補助対象となるか。	給湯器の効率が改修タイプで定めている基準を満たし、かつリフォーム前から効率が向上している場合に補助対象となります。 <del>一定の基準を満たしていない設備を満たした設備に入れ替えた上で、省エネルギー対策に係る評価基準を満たした場合には特定性能向上工事となります。</del> 詳しくは別紙4 (PDF) をご参照ください。
1. 事業内容	省エネルギー対策	既存設備の更新 給湯器 補助率方式	エネファームは補助対象ですか。	補助率方式の場合は補助対象となります。 改修タイプにおいては、新たにエネファームを導入する場合は特定性能向上工事、既存のエネファームを交換する場合はその他性能向上工事です。 一次エネルギー消費量の計算により基準に適合させる場合においては、新たにエネファームを導入する場合及び既存のエネファームを交換して性能が向上する場合は特定性能向上工事です。 詳細は別紙11 (PDF) を参照ください。
1. 事業内容	省エネルギー対策	既存設備の更新 補助率方式	床暖房は補助対象ですか。	補助率方式の場合で、既存の暖房設備から効率が10%向上する場合に限り補助対象となります。 詳細は別紙11、別紙12 (PDF) を参照ください。
1. 事業内容	高齢者等対策	共同住宅専用部分 バリアフリー工事 その他性能向上工事	戸建住宅や共同住宅の専用有部分のバリアフリー工事は補助対象となりますか。	その他性能向上工事の対象となります。 単価積上方式、補助率方式により対象となる工事内容が異なりますので、詳細は別紙11 (PDF) を参照ください。
2. 事業の実施方法	申請手続き	施工業者 工事発注者 完了実績報告	工事費等の支払いが確認できるものとして提出する金融機関の通帳の写しは、送金側（発注者）と入金側（施工業者）のどちらの通帳でしょうか。	送金側と入金側のどちらの通帳でも構いませんが、送金者、入金者、支払日、支払額の全てが分かるようにして提出してください。なお、口座残高など不要な箇所は、適宜、修正テープや黒塗り等で消してください。
2. 事業の実施方法	申請手続き	完了実績報告	工事費等の支払いが複数回（契約時、着工時、完工時等）に分かれる場合、領収書は1枚にまとめて作成して良いですか。	領収書は、入金ごとに1枚ずつ作成するのが原則です。 複数の支払いを1枚の領収書にまとめた場合、印紙税法違反となる可能性があります。